

# 学校生活の基本と諸手続きについて

## 1. 本校の教育目標

- 清純な気品の高い人間を育てる。
- 大樹のように大きく伸びる自主的な人間を育てる。
- 世界性の豊かな人間を育てる。

## 2. 生徒指導・生活指導の基本方針

本校の教育目標に向かって、担任・学年団をはじめ学校全体で協力し、生徒の「積極的に取り組む意欲」を喚起するように指導していきます。各ご家庭においても生徒の自立性・主体性を育むために以下の点に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### ① 規則正しく無理のない生活

学校での学習では、授業に集中して取り組み、考えることがもっとも大切です。無理のない規則正しい生活を送るようご指導ください。

### ② 日常生活の自律

自分の生活を自分で律することができるように、部屋の整理整頓・清掃などについては自分で行うようにご指導ください。

## 3. 学校生活の基本

### ① 登校時刻 8時20分までに登校（開門は7時30分）。

欠席・遅刻等の場合は、**8時20分までに保護者が学校に、学年・クラス・出席番号・氏名・欠席等の理由を連絡**してください。連絡方法については、あらためてご連絡いたします。

### ② 授業終了時刻 月曜日・水曜日（6時限授業）：15時00分。

木曜日（6時限授業、全校清掃あり）：15時30分。

火曜日・金曜日（7時限授業）：16時00分。

### ③ 最終下校時刻 17時、ただし下校延長を届け出たクラブ・委員会は18時。定期考査期間中は15時。

### ④ 昼食 弁当持参を原則とします。校内に軽食・飲み物類の販売はありません。

### ⑤ 服装 登下校および各種行事・対外試合などに参加する場合は、特別の場合を除き、校章を所定の位置に付けた制服を着用します。

### ⑥ 自転車通学 自転車通学が許可されるのは、自宅から学校まで全行程を自転車で通う場合のみです。学芸大学駅、三軒茶屋駅などから学校までの自転車利用は認めていません。

\* 通学自転車の所定の位置に学校配布の登録ステッカーを貼付する。

\* 登下校中の事故が懸念されます。自転車利用中の対人賠償事故に備える保険などに加入している必要があります（次頁以降を参照してください）。

### ⑦ ロッカー 更衣室のロッカーは貸し出します。ロッカーは3年間継続して使用します。各自ナンバー式の南京錠（初めは学校で購入・配付）でかならず施錠して下さい。南京錠を紛失した場合は各自購入してもらいます。

\* ロッカーを破損、汚損した場合は弁償いただく場合もあります。

### ⑧ 盗難防止 現金の学校への持参は必要最小限とするようご指導ください。

やむをえず高額な現金を持参せざるをえない場合には、登校直後に担任（不在の時は学年担任）に預けるようにご指導ください。貴重品は教室内の机上やカバンの中に放置せずに、ロッカーに入れるなど管理に気をつけるようご指導ください。

東京都内で自転車を利用するみなさんへ



令和2年4月1日から

自転車利用中の対人賠償事故に

備える保険等<sup>※</sup>に加入している必要があります!!

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

東京都では、条例<sup>※</sup>を改正し、自転車利用中の事故により、**他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。**

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



安全安心を推進する  
マスコットキャラクター  
みまもりいぬ

自転車  
利用者

自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

保護者

未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車での  
高額加害事故例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。裁判所は、保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じた。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

既に参加している保険等に付帯されている場合もあるので、裏面のチェックシートで、自転車損害賠償保険等への加入状況をチェックしてみましょう! →

裏面へ



自転車の安全利用を  
推進するロゴマーク

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



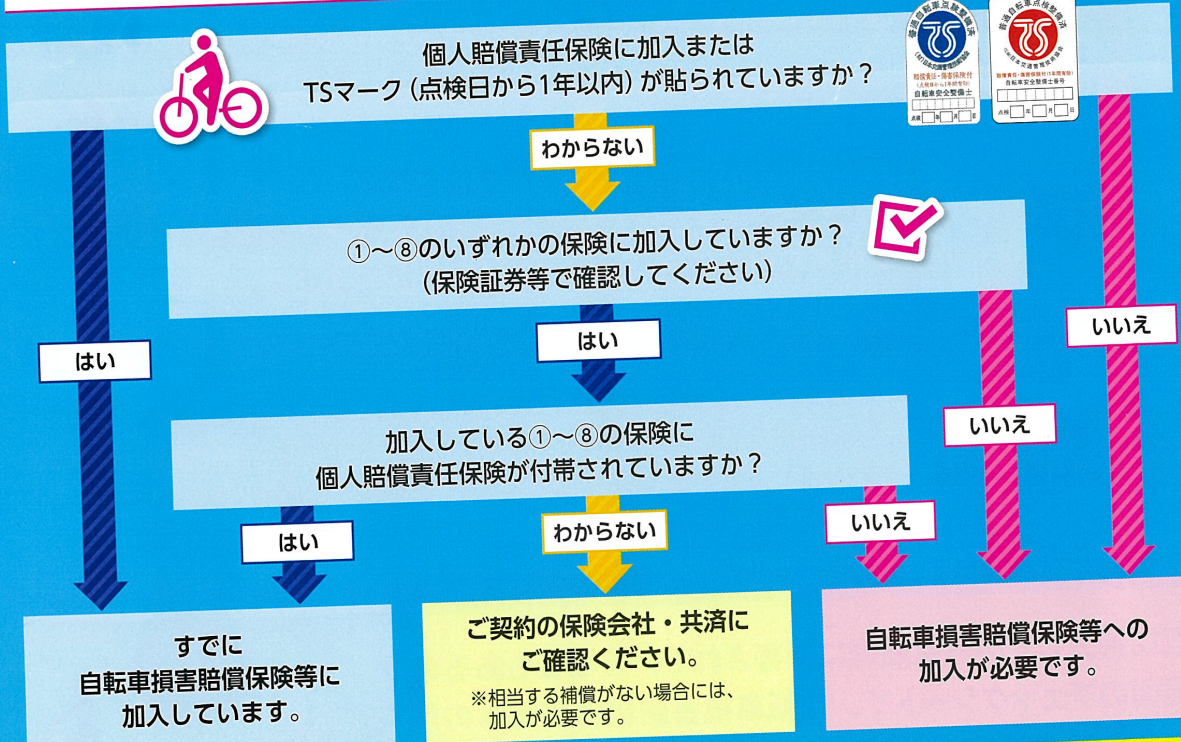
# 自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック！！

## ● 自転車運転中の賠償責任を補償する保険

確認いただく保険・共済契約	確認いただきたいこと
①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品	①～⑧の保険・共済に加入しているか確認してください。 これらの保険・共済に「 <b>個人賠償責任保険</b> 」が契約(付帯)されているか確認してください。 <b>【個人賠償責任保険】</b> 個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。 ※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった名称も同様な保険です。 ※十分な賠償資力が確保されているか、契約している保険等の保険金額も確認しておきましょう。
②自動車保険(特約)	
③火災保険(特約)	
④傷害保険(特約)	
⑤クレジットカードなどの付帯保険	
⑥会社等の団体保険	
⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険	
⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険(自転車事故による損害賠償のみを補償)	

## ● 自転車運転中の事故で他人の生命又は身体の重度な損害を補償する制度

TSマーク付帯保険 (点検整備された自転車の車体に付帯された保険) 補償条件が限られています。点検日から1年以内のTSマークが自転車に貼られているか確認してください。



自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都交通安全課のHPをご確認ください。

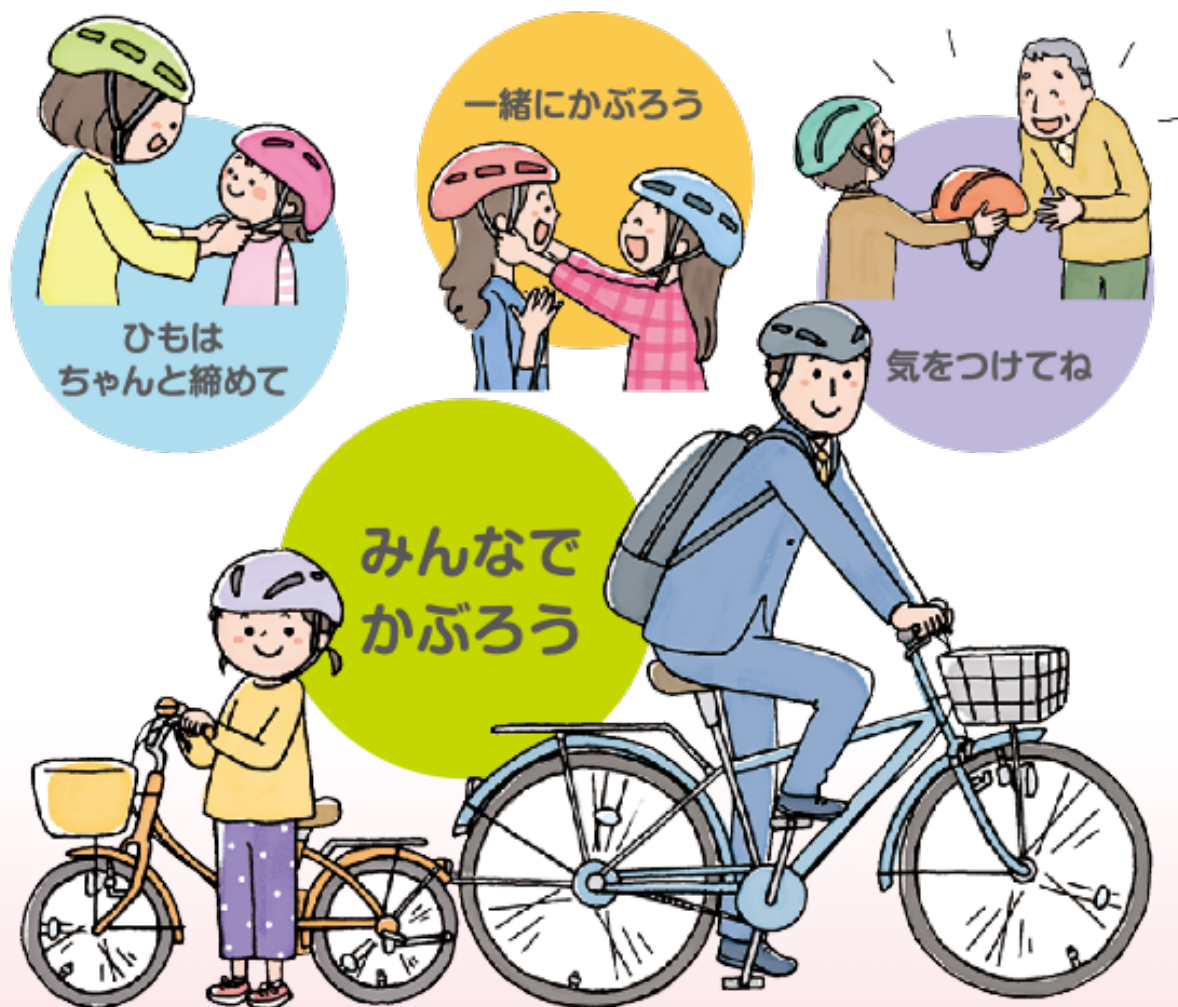
東京都 自転車利用中 保険





# あなたにもかぶって欲しい ヘルメット

道路交通法が改正され、  
法律でもヘルメット着用が  
努力義務になります



「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、  
自転車利用者のヘルメット着用が既に努力義務化されています。  
東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課 TEL.03-5388-3127



東京都  
リサイクル推進  
COOLMARKET  
リサイクル推進  
センター